

議案第 8 3 号

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 2 年 5 月 3 1 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

川崎市国民健康保険条例（昭和 3 3 年川崎市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 2 条第 1 項第 1 号中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。